

## **[事案 2021-339] 慰謝料請求**

・令和4年10月25日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不十分を理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成18年12月に契約した利率変動型終身保険を、平成27年3月に組立型保険に転換したが、以下等の理由により、既払込保険料から解約返戻金額および受取済給付金額を控除した金額を慰謝料として支払ってほしい。

- (1) 転換にあたって、募集人から十分な説明を受けず、パンフレットや設計書の内容も理解しないまま、募集人に対する信用のみで契約した。
- (2) 募集人から、他社積立保険を解約してでも加入するべきと言われたため、積立部分がある保険と誤信して転換したが、実際にはほぼ掛け捨てであった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対する説明義務を果たしており、慰謝料を支払う根拠となるような不法行為は認められない。
- (2) 仮に申立人が錯誤に陥って申込手続きをしていたとしても、錯誤に陥ったことには申立人に重大な過失がある。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の説明内容や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不十分を理由とした慰謝料の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。